

「すずらん商品券」をお持ちのお客様へ

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく

払戻しのお知らせ

遠野すずらん振興協同組合発行の「すずらん商品券」の販売とご利用を令和 7 年 1 月 6 日（月）をもちまして終了いたしました。

つきましては、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき、次のとおり払戻しをさせていただきます。

なお、払戻し期間を過ぎますと払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意ください。

- ・ 払戻期間 令和 7 年 1 月 7 日（火）～令和 7 年 3 月 31 日（月）
この期間にお申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。
- ・ 払戻時間 午前 10 時～午後 5 時まで（土曜日は午後 3 時まで、日曜はお休みです）
- ・ 払戻場所 遠野すずらん振興協同組合事務所
（〒028-0522 岩手県遠野市新穀町 5 番 13 号）
- ・ 申出方法 未使用の「すずらん商品券」を払戻場所にお持ちいただき、事務所にある払戻申請書に必要事項の記入をお願いします。
- ・ 払戻方法 額面金額を現金と交換します。
- ・ 払戻対象商品券 すずらん商品券（500 円券、1,000 円券）



お問合せ 遠野すずらん振興協同組合 TEL:0198-62-0575

〒028-0522 岩手県遠野市新穀町5番13号

<https://www.tonotv.com/members/suzuran>